



新型コロナウィルス感染症対策特集号

6月からの区の業務をお知らせします

新型コロナウィルス感染症拡大防止のための緊急事態宣言が解除されたことから、感染対策を行いながら、区施設などの利用を段階的に再開します。区民の皆さんや事業者のかたには、すでに外出自粛などにご協力いただいているところですが、引き続き感染拡大防止へのご協力をよろしくお願ひします。

区立小・中学校、区立幼稚園・こども園（短時間保育）

間教育指導課指導主事（☎5722-9313）、
学校運営課学事係（☎5722-9304）

6/1から段階的に教育活動を再開します。6/1～18の間は、分散授業・登園、午前授業を行い、6/19から通常の教育活動を行います。

保育園、学童保育クラブ、区立こども園（中・長時間保育）

間子育て支援課児童館係（☎5722-9861）、
保育課保育係（☎5722-9865）

6/19から通常開園します。6/18までは登園自粛期間とし、家庭で保育が可能な場合は登園の自粛にご協力をお願ひします。

施設・業務の再開

再開する主な区立施設・業務は下表のとおりです。
最新情報と詳細は、ホームページ（右コード）をご確認
いただきか、お問い合わせください。



※利用内容に制限がある場合があります

施設名など	利用再開の時期など
戸籍住民課、目黒駅行政サービス窓口	通常どおり業務再開
児童館	6/19からランドセル来館、7/1から一般利用を再開
子育てふれあいひろば	6/19再開
男女平等・共同参画センター	資料室での貸し出し・返却などを再開、6/16から会議室等を再開
住区センター、北部・東部地区サービス事務所	6/8受け付け再開、6/15から会議室などを再開（休館日の場合は翌日）。夜間中止
中小企業センター・勤労福祉会館	6/16から集会室など、6/19から中小企業センターホールを再開
消費生活センター	6/15から研修室、活動室、情報コーナーなどを再開
高齢者センター、老人いこいの家	浴室と涼み処のみ再開（6/15から住区センター併設館を再開）
目黒区エコプラザ	6/15から活動室を再開（リサイクルショップは休止中）
社会教育館、緑が丘文化会館、青少年プラザ	受け付け再開、6/16から研修室などを再開
総合庁舎	6/15から会議室、和室、茶室を再開
スポーツ施設	屋外施設は再開、6/15から屋内施設（トレーニング室を除く）、7/1から屋内プールを再開
めぐろ歴史資料館、目黒区古民家	再開
目黒区美術館	再開。6/20から展覧会を再開
めぐろパーシモンホール、中目黒G T プラザホール	6/19再開。6/15からリハーサル室などを再開
区立公園など	段階的に再開
区立図書館	段階的にサービスを再開

目黒区商工まつりと目黒区民まつりの中止

イベント
の中止

新型コロナウィルス感染拡大が終息に至っていない状況を踏まえ、次のまつりを中止します。来年度の開催に向け、改めて準備してまいります。開催に向けてご尽力いただいたかた、まつりを楽しみにされていたかたには、来年度の開催を楽しみに、引き続きご支援・ご協力をお願ひします。

間商工まつりは産業経済・消費生活課中小企業振興係（☎3711-1134）、区民まつりは文化・交流課交流推進係（☎5722-9278）



あなたの先払いが街の恵みに！めぐチケもって目黒を巡ろう
目黒区の飲食店を支援しよう クラウドファンディング
「Enjoy 目黒！めぐチケ」が支援者募集スタート！

6/28(日)
まで

間めぐチケ事務局 関
(☎090-7429-4772)



新型コロナウィルス感染拡大で影響を受けている飲食店を応援するため、クラウドファンディングのプロジェクトを開始します。区内の飲食店で使用できる食事券を事前に購入してもらうことで、飲食店の未来を守り、来店いただくお客様の未来の笑顔を増やそう、という取り組みです。食事券は購入金額の10%を上乗せした金額で利用できます。皆さんのご支援・ご協力をお待ちしています。詳細は、めぐろ事業者応援プロジェクトのホームページ（右コード）をご覧ください。



「めぐチケ」購入方法

キャンプファイヤー「Enjoy 目黒！めぐチケ」ホームページ（右コード）へアクセスし、応援する店舗、金額を選んでご購入ください。



購入金額 食事券

3,000円 → 3,300円分
5,000円 → 5,500円分
10,000円 → 11,000円分

※1回の支援に決済手数料220円がかかります

※有効期間は8/1～12/31（コロナ終息状況により変更となる場合あり）

<プロジェクトについて>

目黒区商工まつり運営委員会は、影響を受けている区内事業者の力になりたいという思いから、例年開催している商工まつりに代えて、「めぐろ事業者応援プロジェクト」を立ち上げました。めぐチケのほかにも、区内の産業振興のためにさまざまな企画を検討しています。

確認して
ください

特別定額給付金 申請のための本人確認書類を お知らせします

特別定額給付金の申請には、世帯主の本人確認書類として、次のような公的機関で発行された書類の写しが必要です。

- 運転免許証
- パスポート
- マイナンバーカード
- 健康保険証
- 後期高齢者医療被保険者証
- 介護保険被保険者証
- 住基カード
- 在留カード
- 身体障害者手帳
- 愛の手帳
- 精神障害者保健福祉手帳
- 生活保護証明書
- 国民年金手帳
- 特別永住者証明書
- ほか

※マイナンバーの通知カードは本人確認書類になりません

※原本ではなく、写し(コピー)を添付してください

申請書が届いてから3週間程度で、指定の口座へ振り込まれます。書類の不足や記入漏れなどの不備があると給付が遅れる場合があります。申請前の確認をお願いします。詳細はホームページ(右コード)をご覧いただき、お問い合わせください。

目黒区特別定額給付金専用ダイヤル
☎6738-9204(月～金曜日<祝・休日を除く> 8:30～17:00)

ご注意
ください

新型コロナウイルス関連の 詐欺にご注意ください



間生活安全課生活安全係(☎5722-9667)

新型コロナウイルス感染症に乘じた不審電話やメールなどが確認されています。次のような不審な電話やメール、訪問を受けた際は、警察へご相談ください。

- 「マスク50枚入り」などの身に覚えのない注文の支払いを求めるメールが送られてきた
- 目黒区職員などを名乗る者から「特別定額給付金手続きのために口座を登録してほしい」との電話があり、ATMに向かうよう指示された
- 保健所職員を名乗る男から「コロナの検査キットを送りますので家族構成を教えてください」などの電話があった

だまされないために、しっかりと対策を

- 警察や親族など誰かに相談し、話が事実か必ず確認する
- 区や総務省などがATMの操作をお願いすることは、絶対にありません
- カードや通帳、現金を知らない人に渡さない
- 家にいるときでも留守番電話に設定しておく

怪しいと思ったら迷わず連絡を!

目黒警察署(☎3710-0110)、碑文谷警察署(☎3794-0110)

支援
します

災害時要配慮者のかたに マスクを配布します



間健康福祉計画課要配慮者支援係(☎5722-9037)

新型コロナウイルス感染症に感染した場合、重症化のリスクが高い災害時要配慮者のかた約15,000人に、不織布マスク(1人当たり50枚)を、6月中旬から郵送します。

- 対象** 災害対策基本法に基づき、災害時に避難支援が必要な避難行動要支援者名簿の対象者名簿に6/1現在登載されている①～④のかた
- ①介護保険の要介護1～5
 - ②身体障害者手帳の総合等級1～3級
 - ③愛の手帳を所持
 - ④ひとり暮らし等高齢者の登録をしている
- ※長期入院、施設入所者は対象外

相談して
ください

住民税・軽自動車税の納付を 猶予できる場合があります

間税務課徴収第一・二係(☎5722-9830・9831)

新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、期限までに納付が困難となった場合、無担保・延滞金なしで、1年を上限に納税を猶予できる特例制度を設けました。

感染対策のため、申請は郵送で受け付けます。詳細はホームページ(右コード)をご覧いただき、お問い合わせください。



対象 前年同期に比べ収入がおおむね20%以上減少したかた

※国税の猶予については、国税局猶予相談センター(☎0120-948-271)へお問い合わせください

相談して
ください

国民健康保険加入者のかたへ 保険料を減額・免除・猶予 できる場合があります

間国保年金課資格賦課係(☎5722-9810)

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯などが対象で、要件があります。

感染対策のため、申請は郵送で受け付けます。要件や申請方法など、詳細はホームページ(右コード)をご覧いただき、お問い合わせください。



減免の対象世帯

- 主たる生計維持者の収入が一定程度減少した
- 主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った

※猶予については、税務課徴収第一・二係(☎5722-9830・9831)へお問い合わせください(右コード)

相談して
ください

東京都社会保険労務士会 雇用調整助成金社労士ホットライン (社労士110番)

雇用調整助成金や小学校休業等対応助成金など、労働社会保険分野に関する電話相談を無料で受け付けます。

開設期間 6/30までの月～土曜日10:00～16:00

相談時間 1回当たり30分まで

社労士ホットライン相談ダイヤル ☎5289-8844

新型コロナウイルス感染症に関する相談など

感染が疑われるかたの相談

- 目黒区新型コロナ受診相談窓口(帰国者・接触者電話相談センター)
☎5722-9089、☎5722-9890(月～金曜日<祝・休日を除く> 9:00～17:00)
- 都・特別区・八王子市・町田市合同電話相談センター
☎5320-4592(月～金曜日17:00～翌日9:00、土曜・日曜・祝・休日は24時間)

感染症に関する問い合わせ

- 都の電話相談(新型コロナコールセンター)※英語・中国語・韓国語含む
☎0570-550571、☎5388-1396(無休。9:00～22:00)
- 厚生労働省の電話相談
☎0120-565653、☎3595-2756(無休。9:00～21:00)

最新の情報はこちらをご覧ください

区ホーム
ページ



都ホーム
ページ



国ホーム
ページ



動・向原・月光原住区センター、都庁第二本庁舎19階都環境局環境政策課
<意見書の提出方法>

書式は問いませんが、「小山三丁目第二地区第一種市街地再開発事業に係る環境影響評価調査計画書への意見」と明記のうえ、住所・氏名(ふりがな)。団体の場合は所在地・団体名・代表者名)を書いて、6/24(消印有効)までに、都環境局環境政策課(〒163-8001新宿区西新宿2-8-1)へ郵送または持参